

笹島会長 　ただ今から、第369回東京地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。始めに、委員の出欠状況について、事務局からお願いします。

課長補佐 　ご報告申し上げます。本日は労働者代表委員からは橋本委員の1名、使用者代表委員からは石井委員の1名からご欠席とご連絡いただいております。委員定数18名のうち、16名がご出席ですので、現時点において最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしていることを報告します。

笹島会長 　ありがとうございました。本日の議事録の署名について、公益委員は私が担当し、労側委員は関崎委員にお願いします。使側委員は石川委員、よろしくお願いします。

笹島会長 　それでは、お手元にお配りしている議事次第に従い、順次進めてまいります。議事1、「平成25年度地域別最低賃金額改定の目安について」、事務局からこの点のご説明をお願いします。

賃金課長 　資料ナンバー1でご用意している答申についてご説明いたします。説明するというより、しばらく読ませていただく形になります。

これは8月7日に厚生労働大臣あて、中央最低賃金審議会会長仁田道夫様から出された答申になります。記の下の方から読みます。記1として、平成25年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。2、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）および中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。3、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。4、政府において、「経済財政運営と改革の基本方針」および「日本再興戦略」に掲げられた好循環を生み出す経済運営のためにも、中小企業、小規模事業者の生産性向上をはじめとする中小企業、小規模事業者に対する支援等の拡充に取り組むことを強く要望する。また、行政機関が民間企業に

業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって、当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

次に、その裏の別紙 1 の公益委員見解を読み上げます。1、平成 25 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、表 1 中の下線が付されていない 36 県については、表 1 の金額欄に掲げる金額とする。表 1 中の下線が付された 11 都道府県については、当該金額と以下の (1) または (2) に掲げる金額とを比較して、大きい方の金額とする。

東京は表 1 中の A ランクで下線に該当し、表 1 は 19 円となっています。

(1) 表 2 中の下線が付されている 6 都道府県については、原則としてそれぞれ同表の C 欄に掲げる乖離額を、昨年度の時点においてそれぞれの地方最低賃金審議会が定めた予定解消期間の年数から 1 年を控除した年数で除して得た金額とする。

ただし書きは北海道についての記載のため省略します。

(2) 表 2 中の下線が付されていない 5 府県については、原則としてそれぞれ同表の C 欄に掲げる乖離額を地方最低賃金審議会が定める予定解消期間の年数で除して得た金額とする。

東京は表 2 でも下線に該当しており、今年の乖離額は 13 円となり、C 欄の中で真ん中ぐらいにあります。よって、大きい方の金額として、東京の今年度の目安は 19 円となります。

次のページです。表 2 の下、2 の (1) 。目安小委員会は今年度の目安審議に当たって、平成 23 年 2 月 10 日に中央最低賃金審議会において了承された、中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告の 4

(2) で合意された今後の目安審議のあり方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう、整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、現下の最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、経済財政運営と改革の基本方針および日本再興戦略に配慮した調査審議が求められたことに特段の配慮をした上で、東日本大震災による地域への影響にも配慮し、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等にも配慮するなど、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、上記の見解を十分に参酌され、かつ上記の資料を活用されることを希望する。なお、目安は地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではなく、地方最低賃金審議会が自主性を発揮すること、および、全国的な整合性の確保の観点から、目安を十分参酌されることを強く期待する。

(2) 昨年度の地方最低賃金審議会において、原則として今年度に乖離額を解消することとされていた 6 都道府県については、今年度の乖離解消額は平成 20 年度以降の公益委員見解で示した考え方を踏まえれば、最新のデータに基づいて算出された乖離額を、予定解消残年数で解消することを前提に定められるものである。

しかし、最新のデータに基づいて最低賃金と生活保護水準との比較を行った結果、昨年度の地方最低賃金審議会において、最低賃金が生活保護水準を下回っているとされた都道府県のうち、宮城を除いて乖離額が昨年度と比較して拡大するといった状況が見られ、前提どおりとした場合に、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等を勘案すれば、地域の経済、企業、雇用動向等に著しい影響を及ぼす地域も存在するものと考えられるところである。

このため地域別最低賃金の具体的な水準は、地域における労働者の生計費なかならず生活保護のみによって定められるものではなく、労働者の賃金および通常の事業の賃金支払能力も含めて総合的に勘案して決定されるべきものであることにかんがみれば、今年度においては、上記の公益委員見解で示した考え方に基づく乖離額の解消方法を見直すこともやむを得ないものとする、とあります。

具体的には、今年度の乖離解消額の目安については、5 都府県については、乖離額を予定解消残年数で除して得た金額を原則とすることが適当である。ただし、地域別最低賃金と実際の賃金分布との関係等を勘案して、地域の経済、企業、雇用動向等に著しい影響を及ぼすと考えられるケースについては C 欄の乖離額を原則としつつ、昨年度の時点において、それぞれの地方最低賃金審議会が定めた予定解消残年数に 1 年を加えた年数で除して得

た額も踏まえ、できるだけ速やかな解消に向けた審議を行うことが適当である。

(3) については、北海道に関して特に触れているため省略させていただきます。

(4) 今後の最低賃金と生活保護水準の比較については、引き続き比較時点における最新データに基づいて行うことが適当と考える。

(5) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が今年度の地方最低賃金審議会の審議結果を重大な関心を持って見守ることを要望する。

次のページは目安に関する小委員会報告であり、各側のご議論、ご主張の趣旨が記載されています。この中で労働者側委員、使用者側委員のそれぞれの見解がまとめられていますが、その中で今年度の目安審議に当たりご主張された部分を簡単に紹介させていただきます。

まずは 2 番の労働者見解の 3 段落目です。今年度の目安審議に当たっては、地域における労働者の生計費、賃金水準を重視すること、物価上昇、特に低所得者層における影響に配慮すること、憲法第 25 条、最低賃金法第 1 条、労働基準法第 1 条の趣旨を十分に考慮しつつ、また C、D ランクの本来あるべき水準を加味した議論を行いたいと主張しています。

下の方には、3 として使用者側見解という項目があります。その裏のページの上から 12 行目あたり、4 段落目あたりに今年度の目安の主張があります。今年度の目安については、中小企業、小規模事業者の経営体質を強化できる支援策の拡充がないままで大幅な引上げは困難であり、最低賃金の引上げが人員削減や採用抑制といった動きにつながる可能性があることを十分考慮する必要がある。

また、第 4 表の賃金上昇率を大幅に上回る引上げは困難であると主張したということです。あとは縷々主張等を載せていますが、時間の関係もあるので報告は以上とさせていただきます。

笹島会長

ありがとうございました。ただ今、中賃の目安についてご報告がありましたが、この内容についてご質問等があればご発言をお願いします。いかがでしょうか。

この後質問が出てくるかと思いますが、私の方から 1 点お聞きします。目安の 3 ページの真ん中、目安の小委員会の公益委員としてはというパラグラフの 2 行目に、上記の資料を活用されることを、要するに地域別最低賃金の審議に際し、上記の見解を十分に参酌され、かつ上記の資料を活用されることを希望すると書いてありますが、ここで言う上記の資料とはどこを指しているかおわかりですか。

賃金課長 ここで上記の資料は具体的に出ていません。この表 1 A ランクの金額 19 円、それから表 2 の東京の残された乖離額。

笹島会長 表 1 と表 2 のことですか。

賃金課長 そうかと思います。

岩田委員 ちょっとよろしいですか。

賃金課長 はい。

岩田委員 2 の(1)の 4 行目から 5 行目にかけて、整備充実に努めてきた資料を基にするとともに、というのがあります。資料という表現がここにあるので、直接的には 5 行目の頭の資料を指していると思っていたのですが、いかがですか。

局 長 今、岩田委員がおっしゃられたように、少なくとも文脈を見る限り、目安小委員会がこれまで整備充実に努めてきた資料が上記資料に該当すると読めるように思われますが、本省から解説がきていないため、可能であればこの時間中に確認します。もし難しいようでしたら、後ほど確認してお知らせしてよろしいですか。

笹島会長 はい。細かくは専門部会で審議することになるため、専門部会の議論の際にここで述べている資料を示していただいて、詰めた議論ができるようにしていただければ十分かと思います。

局 長 ありがとうございます。

笹島会長 どうもありがとうございました。他に労側、使側から何かご意見なりご質問はございますか。もう十二分に内容を把握できたということであればともかく、いかがでしょうか。

尾野委員 これは数字がボンと出ているので、解釈のしようもないです。去年みたいに日本語だといろいろとありましたが。

笹島会長 文章としては非常に回りくどい、わかりにくい表現をしています。なかなかストレートに伝わりにくい書き方ではあります。使側の方はいかがですか。

では、事務局を困らせて恐縮ですが、私の方からもう 1 点。前回、この諮問文では日本再興戦略云々を配慮してほしいとか、ここでは今度は参酌という言葉が出てきますが、従来から参酌という言葉は使っていましたか。私は今年初めて見たような気がします。あえて言葉を変えたのですか。それが従来の参酌であればいいのですが、配慮してほしいとか考慮してほしいとかいろいろな表現がありますが、昨年も参酌という言葉であればいいのですが。

基準部長 基準部長の相浦です。会長がおっしゃられる参酌という言葉は、2 ページ(1)の最後のところでしょうか。

笹島会長 はい。

基準部長 このなお書きから始まる 3 行について、目安の中に昨年はありませんでした。こういう文言は入ってございません。

笹島会長 昨年は。

基準部長 はい。ただ、従前の中賃における全員協議会等においては、こういう表現がなされていたと承知しています。

笹島会長 ありがとうございます。意味としては、配慮するというのと同じことですね。何か違いがあるのであれば、その違いを十分審議に当たって考えなければいけないのですが、もし同じ趣旨であれば、そんなに気にする必要はないと思います。

細かな話ですが、恐らく日本語としては同じような意味だと私は理解しています。皆さん、他に何かお気づきの点はございますか。特段なければ、今年の東京の最低賃金の審議に当たっては、ただ今ご報告いただいた中賃の答申を参考としつつ、専門部会において金額審議を進めていきたいと思えます。

では、議事 2 の「最低賃金法第 25 条第 5 項に基づく意見について」のところに進ませていただきます。事務局より意見についてのご説明をお願いいたします。

賃金課長 意見については、前回の 7 月 10 日付けで意見聴取の公示を行ったところ
です。31 件の意見書の提出がありました。本日、資料 2 としてお手元にお
配りしています。意見書の要旨について、補佐より説明します。

課長補佐 本来、それぞれの意見書ごとに記載された要望事項を紹介すべきところ
ですが、時間の都合もありますので、要旨の紹介とさせていただきます。提
出された意見書については資料 2 をご覧いただきたいと思います。

最低賃金額に関して意見を集約すると、7 月 2 日の中央最低賃金審議会
での大臣発言。就業構造基本調査の 2012 年の数字では、非正規労働者の数が
2,000 万人を突破し、比率が 38.2%です。また、労働力調査の 2012 年数値
で週 35 時間以上就労の非正規労働者の年収 200 万以下は、男性 4 割、女性
7 割です。2020 年までに全国平均 1,000 円を目指すという政労使合意や、
自治体の非正規労働者の割合も増えております。

こうしたことから東京の最低賃金は早急に時給 1,000 円以上を目指すこ
ととしています。

時給 850 円では、1 カ月法定労働時間の 174 時間就労で 14 万 8,000 円程
度となり、手取りが 12 万円前後です。住宅費、食費で残金僅少となり、ま
ともな生活は望めません。また、非正規労働者の比率の増大があります。
1984 年の 15.3%から 2012 年の 38.2%まで増加しており、それに伴い非正
規労働者がアルバイト学生やパート主婦などの家計補助的労働者と見なさ
れていたものが、家計を主として担う場合など、家計にとって必要不可欠
な存在になりつつあります。最低賃金の決定基準のあり方について、基準
の軸足を企業の支払能力から、労働者の健康で文化的な最低限の生活に移
行すべきだということです。また、時給 1,200 円で月 150 時間働くと賃金
月額が 18 万円になります。これでようやくワーキングプアと呼ばれる年収
200 万を超え、年収 216 万円になります。

こうしたことから東京都の最低賃金を時給 1,200 円とするとしています。

もう一つ、民間企業の賃金は 1997 年をピークに下がり続け、2009 年まで
の 12 年間で年収 60 万円以上もダウンしています。労働力調査によると、
ワーキングプアと呼ばれる年収 200 万以下の労働者の比率は 34%強、労働
者数は 1,700 万人以上となっています。ほとんどは派遣労働者などの非正

規労働者です。このような状態が長期間にわたって続いている最大の要因は、労働の規制緩和であり、ワーキングプアが激増した背景にはあまりにも低い今の最低賃金があります。

こうしたことから、東京の最低賃金は時給 1,000 円、月額 16 万円とすること、時給の契約労働者でも支払いは月額であり、生活も月間単位になることから、月額最賃を復活させること。

このような意見書が提出されています。以上です。

賃金課長 この意見書は東京都最低賃金の改正に関するご意見ですので、7 月 30 日に開催された、第 1 回地域専門部会に資料として提出させていただき、対応についてご検討いただいています。その内容について専門部会からご報告いただければと思います。

笹島会長 それでは、専門部会の部会長である黒河内委員から報告をお願いします。

黒河内委員 ご報告いたします。7 月 30 日に開催された第 1 回東京都最低賃金専門部会において、東京地方最低賃金審議会あて出されたこれらの意見書について、労使それぞれの委員よりご意見、ご発言をいただき、当審議会でも対応できる内容について慎重に検討しました。

その結果、時間額 1,000 円ないし 1,200 円以上への大幅な引上げを行うことなど、東京都最低賃金に対する意見は、提出された意見書を通じて十分伝わったので、この意見書の内容も念頭に置きつつ、運営規程に基づき今後の審議を進めていくという結論になったことをご報告いたします。

笹島会長 ありがとうございます。意見書に関連して、事務局から何か報告はありますか。

賃金課長 意見書とはまた別になりますが、7 月 25 日に東京春闘共闘会議からの要請書を、87 ページに参考 1 として付けています。この要請書とともに、全国一律最低賃金、時給 1,000 円以上の実現を求める要請書として、個人署名 30,970 筆の他、その次の 88 ページにあります。同様の趣旨による 261 団体の署名が提出されています。提出された署名については、参考として中央の机の上の置かせていただいています。これらは前回の第 368 回本審においてご紹介させていただいた要請書の追加提出分であり、累計で個人署名は 42,782 筆、団体署名は 398 団体となっています。

また、資料の 89 ページに 7 月 29 日に日本共産党東京都議会議員団から東京都最低賃金の時間給 1,000 円以上への引き上げを求める申し入れが、東京労働局長および東京地方最低賃金審議会会長あてに提出されておりますので、参考としてお配りしています。以上です。

笹島会長 ありがとうございました。ただ今、黒河内専門部会長から専門部会としての意見書の取扱いに関するご報告、参考資料等について事務局からご説明いただきましたが、この 2 点について労側、使側から何かご意見なり、ご発言はありますでしょうか。そのような取扱いについて、労側はいかがでしょうか。

尾野委員 専門部会の決定でよろしいかと思えます。

笹島会長 わかりました。使側の方は何か。

石川委員 専門部会で申しましたように、その内容で進めさせていただきたいと思えます。

笹島会長 他の労側、使側の委員はよろしいですか。労側、使側、いずれも先ほどの部会長報告どおりで良いということですので、本審議会としても専門部会の報告を尊重すると判断してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

笹島会長 それではそのようにさせていただきたいと思えます。

次に最後の議事の「その他」に進む前に、私の方から 1 点、ただ今の意見書について質問があります。東京地方最低賃金審議会には意見書をいただいています。中賃に対してもそういう意見書は提出されていますか。ご存じのように、目安が決まるとそれはかなり地方の審議に影響を及ぼしてきたのがこれまでの現実ですが、そういったことをかんがみて、中賃の方にもこのような意見書が提出されているのかどうか、もしおわかりでしたら教えてください。

賃金課長 確認しておりませんので、確認の上ご報告したいと思えます。

笹島会長 はい。それでは、もしおわかりでしたら後ほどお教えいただければと思えます。

では、議事 3 番目の「その他」に進みます。何か予定の議題以外に審議すべき事項がございますか。事務局の方から。

賃金課長

今年度実施した最低賃金に関する実態調査結果がまとまりましたので、61 ページに資料 3 としてお配りしています。この内容について簡単にご説明させていただきます。

調査の概要は資料 3 の 1 枚目、61 ページに書いてあります。2 の調査産業として、製造業については 100 人未満、それ以外のここに記載している業種については 30 人未満の事業所を選定して通信調査を行いました。調査では 6 月 1 日の現状を調べさせていただいております。

その結果を次の 62 ページでグラフにして表示しています。62 ページの上の方に青い棒グラフがあります。これは一般労働者とパート労働者を合わせたものです。62 ページは 100 円刻みでそれぞれの金額に該当する労働者の数を入れています。これは先ほどの東京都での適用労働者の方に復元した人数で表示しています。100 円刻みの表は 800 円から 1,800 円までのスパンで取っています。その下の緑色のグラフはパートのみの分布状況です。こちらの方も同じく、800 円から 1,800 円の幅で、100 円刻みで表示しています。

次は 63 ページです。こちらも同じく、上の青いグラフは一般労働者とパート労働者を合わせたものです。下の緑のグラフはパート労働者だけのグラフです。こちらは 800 円から 1,000 円までの幅を 10 円刻みで取ったものです。このような分布状況になっています。

今度は 64 ページ、65 ページの 2 ページに分けています。これは 1 円刻みでデータを取っているため、金額が小さくなりすぎますので大きめのグラフにしています。こちらの方は 845 円から 905 円までの分布状況を 1 円刻みで表したものです。64 ページの青いグラフが一般労働者とパート労働者、65 ページの緑の棒グラフがパート労働者になります。

次の 66 ページから 69 ページまではそれを表で表したものです。66 ページから 69 ページについては一般労働者とパート労働者を合わせたものです。その次の 70 ページから 73 ページについては、パート労働者についての結果となっています。それぞれ 1 円刻みで取ったものを入れています。

66 ページの見方を説明させていただきます。66 ページの真ん中あたりの一番左側に 850 円から 850 円という 850 円の欄があります。そのすぐ右側に合計の欄がありますが、この合計のところの上に 215,177 とあります。これは一番安いところからの人数を累計して入れていったところ、850 円のところまでに 215,177 人いらっしゃるようになります。

東京都最低賃金が 850 円ですので、最低賃金より低い人を見る場合は、その一つ上の 849 円の欄を見ることになります。そうすると 61,768 人の方が 850 円より低い金額で回答が出ています。その割合がその下の括弧に書いてある 2.5%に当たります。それが 61 ページから書いてある基礎調査の結果です。

もう 1 つ、81 ページのところから資料 4 として、前回の審議会で質問をいただきました生活保護水準関係のデータです。簡単に説明したいと思います。

82 ページです。まず生活保護水準とその中の最低賃金と比較するもの、どれを取っているかということです。生活保護水準には扶助の種類が 8 種類あります。このうち、生活扶助の中の第 1 類、第 2 類、冬季加算も含めます。それから期末一時扶助費、この二重枠に入っている 3 種類、それから住宅扶助の費用、この 4 つを最低賃金と比較することとしています。次の 83 ページにはそれを比較した結果として、全国の最低賃金と生活保護費のグラフが載せてあります。波線で書いてあるのが生活扶助基準の金額であり、実線は最低賃金額を月の労働時間で合わせて比較できるようにしたときの金額の線です。

84 ページですが、先ほどの全国のグラフの中で、生活保護水準の方が高い地域についてです。東京はちょうど真ん中ぐらいにあります。東京の平成 23 年度データに基づく乖離額としては、26 円生じています。平成 24 年の地域別最低賃金で 13 円引き上げているので、現在残っている乖離額は 13 円であり、東京は地域別最低賃金の方が下回っています。

次は 85 ページの生活扶助基準の適正化の考え方についてです。生活扶助基準の見直しについての考え方はこの①、②で、①は制度の中の歪みを調整するというところで、年齢、世帯人員、地域差等の制度内で実際に支給さ

れている生活扶助の金額と、実際の生計費部分と比較して、差が出ている部分の整合性を持たせるように合わせ、歪みを調整するということです。②は近年のデフレ傾向に関わらず、生活扶助基準が据え置かれてきたことに対し、物価変動分を勘案し調整します。③に「激変緩和措置」と書いてあります。3年をかけて段階的に、最終的にはプラスマイナス10%の範囲で調整を行うシステムです。

以上、事務局でご用意いたしました資料2点のご説明をいたしました。

笹島会長 ありがとうございます。ただ今2点、平成25年度の東京都最低賃金実態調査結果、地域別最低賃金と生活保護についてご説明いただきましたが、この2点について何かご質問等ありましたらご発言をお願いします。いかがでしょうか。

では、私の方から1点。この基礎調査の調査事業所の数はどれぐらい実施されたのか、そこで雇われていた労働者数はどのぐらいなのか、サンプルの大きさをお教えてください。

賃金課長 調査対象事業者数は約1,700社です。そこで働いていらっしゃる方の調査対象人数は約17,000人です。これを先ほどご説明いたしました人数の244万人に還元しています。

笹島会長 前回の審議会では第4表の説明があったと思います。ここでもしばしば利用する第4表という全国調査です。あれとこの調査との関係は何かありますか。第4表を作るに当たってやっている調査と、東京の最低賃金に関する基礎調査は全く別の調査ですか。

賃金課長 原則的には別の調査です。第4表を作るためには、1年前の金額と今年のお金の両方を確認した上で、いくら上がったか下がったかを評価しています。今日お示ししているこの基礎調査は、今年6月1日現在の金額を調査していますが、昨年の部分は調査してない形になります。

笹島会長 ありがとうございます。他の委員から何かご発言はございますか。特になければ、本日予定しておりました議事次第全て終わりました。本日の審議はこれで終了させていただきます。

なお、次回の審議会は8月22日木曜日、午後5時半からの予定です。次回の審議会においては、最低賃金額の答申のための具体的な金額を審議し

ていただく予定です。そこで率直な意見交換、意思決定の中立性が損なわれるおそれのあることから、運営規定により審議会は非公開で行うこととします。

本日の審議終了後、夜 6 時半から第 2 回専門部会を予定していますので、専門部会委員の皆さまはよろしくお願ひいたします。以上で終了します。お疲れさまでした。

傍聴人の方はご退室をお願いします。